

別添 1－1

別記

様式第1号(第4条第1項関係)

草津市指定ごみ袋引換券等配付数および配達受入場所報告書

年 月 日

草津市長 宛

町内会名

町内会長名(行政事務委嘱者名)

年9月30日まで有効の草津市指定ごみ袋引換券等の配付について、下記のとおり報告します。

1. 配付数 ()の中に数を記入ください。)

(1) 草津市指定ごみ袋引換券 (プラスチック製容器袋、ペットボトル袋2種類合計で40枚分)

配付世帯数	40枚分/1世帯	今回配付必要数	(参考)前回
		世帯	世帯

(2) 草津市ごみカレンダー

今回配付必要世帯数		(参考)前回	
ごみ収集地区名	必要数	ごみ収集地区名	必要数
地区	部	地区	部
地区	部	地区	部
地区	部	地区	部

(3) 地域活動用ごみ袋

	今回配付必要数	(参考)前回
焼却ごみ類(地域活動用ごみ袋)	枚/世帯	世帯
プラスチック製容器類	枚/世帯	世帯
ペットボトル類	枚/世帯	世帯

2. 配達受入場所

受入場所の住所	草津市
配達先 (○をつけてください)	1. 会長様宅 2. 会館(集会所) 3. 管理人室 4. その他()
(ふりがな)	
受取人	
電話番号	

※ 受取に際しましては、お立ち合いのうえ、受領印またはサインをお願いします。

別添 1－2

別記

様式第1号(第4条第1項関係)

草津市指定ごみ袋引換券等配付数および配達受入場所報告書

年 月 日

草津市長 宛

町内会名

町内会長名(行政事務委嘱者名)

年9月30日まで有効の草津市指定ごみ袋引換券等の配付について、下記のとおり報告します。

1. 配付数 ()の中に数を記入ください。)

(1) 草津市指定ごみ袋引換券 (プラスチック製容器袋、ペットボトル袋2種類合計で40枚分)

配付世帯数	40枚分/1世帯	今回配付必要数	(参考)前回
		世帯	世帯

(2) 草津市ごみカレンダー

今回配付必要世帯数		(参考)前回	
ごみ収集地区名	必要数	ごみ収集地区名	必要数
地区	部	地区	部
地区	部	地区	部
地区	部	地区	部

(3) 集会所用のごみ袋(地域の集会所のごみ出し等に使用ください。)

	今回配付必要数	(参考)前回
焼却ごみ類	枚入/袋	袋
プラスチック製容器類	枚入/袋	袋
ペットボトル類	枚入/袋	袋

2. 配達受入場所

受入場所の住所	草津市
配達先 (○をつけてください)	1. 会長様宅 2. 会館(集会所) 3. 管理人室 4. その他()
(ふりがな)	
受取人	
電話番号	

※ 受取に際しましては、お立ち合いのうえ、受領印またはサインをお願いします。

(令和 6 年 5 月 3 1 日 掲 示 済 み)

草津市告示第 1 7 9 号

令和 6 年度草津市結婚新生活支援補助金交付要綱を次のとおり制定する。

令和 6 年 6 月 1 日

草津市長 橋 川 渉

令和 6 年度草津市結婚新生活支援補助金交付要綱
(趣旨)

第 1 条 この要綱は、新規に婚姻した世帯を対象に婚姻に伴う新生活を経済的に支援することにより婚姻に伴う経済的負担を軽減することを目的に、住居費、リフォーム費用および引越費用の一部について、予算の範囲内で令和 6 年度草津市結婚新生活支援補助金(以下「令和 6 年度補助金」という。)を

交付するものとし、その交付に関し、草津市補助金等交付規則（昭和 5 9 年草津市規則第 1 1 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 令和 6 年 1 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦をいう。
- (2) 住居費 令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 2 月 2 8 日（同日までに補助対象者に該当しなくなったときは、当該事由が発生した日）までの間に婚姻を機に草津市内で新たに住宅を購入し、または賃借する契約に関する費用のうち、購入費、賃料、敷金、礼金、共益費および仲介手数料（生活保護による住宅扶助その他の公的制度による家賃補助を受けている場合にあってはその全額、賃料について勤務先から住宅手当が支給されている場合にあっては住宅手当分に相当する額、地域優良賃貸住宅の家賃低廉化に係る国の支援対象部分がある場合にあっては当該支援対象部分に相当する額を除く。）をいう。ただし、婚姻日より前に取得した住宅にあっては、婚姻日から起算して 1 年以内に婚姻を機として取得した住宅に限る。
- (3) リフォーム費用 令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 2 月 2 8 日（同日までに補助対象者に該当しなくなったときは、当該事由が発生した日）までの間に婚姻を機に草津市内で居住する住宅をリフォームする際に要した費用のうち、住宅の機能の維持または向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用（倉庫、車庫に係る工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用、エアコン、洗濯機等の家電購入・設置に係る費用を除く。）をいう。ただし、婚姻日より前に実施したリフォームにあっては、婚姻日から起算して 1 年以内に婚姻を機として実施したリフォームに限る。
- (4) 引越し費用 令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 2 月 2 8 日（同日までに補助対象者に該当しなくなったときは、当該事由が発生した日）までの間に婚姻を機に草津市内の住宅に引越しする際に要した費用のうち、引越し業者または運送業者へ支払った費用をいう。
- (5) 貸与型奨学金 公的団体または民間団体より、学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。

（交付の対象者）

第 3 条 令和 6 年度補助金の交付の対象となる新婚世帯（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する世帯とする。

- (1) 申請時において、夫婦の双方または一方の住民票の住所が、申請に係る住宅の住所となっている世帯
- (2) 婚姻日において、年齢が夫婦ともに 3 9 歳以下である世帯
- (3) 夫婦の所得（夫婦に係る令和 5 年分の所得税法（昭和 4 0 年法律第 3 3 号）第 2 条第 1 項第 3 0 号の合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）を合算した金額。以下同じ。）が 5 0 0 万円未満（貸与型奨学金の返済がある場合にあっては夫婦の所得からその返済した額を控除した金額が 5 0 0 万円未満）である世帯
- (4) この要綱の規定による補助金の交付を受けたことがない世帯
- (5) 交付申請の時点において、夫婦いずれの者も、納期限が到来している草津市税および国民健康保険税を滞納していない世帯

2 前項に規定するもののうち、夫婦の双方または一方が、本市、他市区町村または都道府県におけるこの要綱と同様の趣旨による給付を受けている世帯は、同項の規定にかかわらず補助対象者としない。

3 前項の規定にかかわらず、第 1 項に規定するもののほか、令和 5 年度草津市結婚新生活支援補助金交付要綱（令和 5 年草津市告示第 1 7 1 号。以下「令和 5 年度要綱」という。）の規定による補助金の交付を受けた世帯であって、当該交付の額が、当該世帯に係る令和 5 年度要綱に定める補助金の限度額に達しなかったもの（令和 5 年度要綱の補助金の申請において補助対象者に該当することが決定されたものの、補助金の交付を受けられなかった世帯を含む。）は、補助対象者とする。ただし、同条第 1 項第 1 号および第 5 号に該当しない場合は、この限りでない。

（補助金の額等）

第 4 条 令和 6 年度補助金の額は、住居費、リフォーム費用および引越し費用を合算した金額に相当する額とし、1 世帯当たりの限度額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 婚姻日における年齢が、夫婦ともに 2 9 歳以下である新婚世帯 6 0 万円
- (2) 前号以外の新婚世帯 3 0 万円

2 前条第 3 項の補助対象者に係る令和 6 年度補助金

の額は、住居費、リフォーム費用および引越し費用を合算した金額に相当する額とし、当該補助対象者に係る令和 5 年度要綱に定める補助金の限度額から令和 5 年度要綱の規定により交付を受けた補助金の額を差し引いて得た額を限度とする。

- 3 前 2 項の補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請書)

第 5 条 令和 6 年度補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、草津市結婚新生活支援補助金交付申請書（別記様式第 1 号）に、次に掲げる書類（申請者が第 3 条第 3 項の補助対象者である場合は、第 1 号、第 3 号および第 10 号の書類を除く。）を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 婚姻届受理証明書、婚姻後の戸籍謄本または戸籍抄本
- (2) 住民票（申請に係る住宅の住所に居住している者に限る。）
- (3) 令和 6 年度（令和 5 年分）所得・課税証明書
- (4) 本人の口座が特定できるものの写し
- (5) 物件の売買契約書および領収書その他の支払が確認できる書類（以下「領収書等」という。）の写し（住居費（物件の購入に係る費用に限る。）の補助金の交付を申請する場合に限る。）
- (6) 物件の賃貸借契約書および領収書等の写し（住居費（物件の賃貸借に係る費用に限る。）の補助金の交付を申請する場合に限る。）
- (7) 住宅手当支給証明書（別記様式第 2 号）（住居費（物件の賃貸借に係る費用に限る。）の補助金の交付を申請する場合に限る。）
- (8) リフォームに係る工事請負契約書または請書と領収書等の写し（リフォーム費用の補助金の交付を申請する場合に限る。）
- (9) 引越しに係る領収書等の写し（引越し費用の補助金の交付を申請する場合に限る。）
- (10) 貸与型奨学金を返済したことがわかるもの（貸与型奨学金を返済していた場合に限る。）
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

- 2 市長は、前項の書類の提出により規則第 13 条に規定する実績報告があったものとみなす。

- 3 市長は、第 1 項の規定による申請書の提出があった場合は、補助対象者への該当の有無その他の申請内容を審査し、補助することが適当であると認めるときは、規則第 6 条に規定する通知（以下「決定通

知」という。）により申請者に通知するものとする。

- 4 市長は、前項の規定による通知により、規則第 14 条に規定する額の確定通知をしたものとみなす。

- 5 第 1 項の規定による交付申請の提出期限は、令和 7 年 2 月 28 日までとする。

(補助金の請求および交付)

第 6 条 申請者は、決定通知を受け取った場合は、速やかに規則第 16 条第 1 項の請求書（以下「請求書」という。）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、請求書の提出があった場合は、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付申請の例外)

第 7 条 令和 6 年度補助金の予算の範囲を超えた日以後または第 5 条第 5 項の提出期限後において、補助対象者（第 3 条第 3 項の補助対象者を除く。）に該当することの決定を求めることのみを目的に、第 5 条第 1 項の規定による交付申請を行うことができる。この場合において、申請者は、同条第 1 項第 4 号から第 9 号までの書類の添付を省略することができる。

- 2 市長は、前項の規定による申請書の提出があった場合は、第 5 条第 3 項の規定にかかわらず、補助対象者への該当の有無を審査し、草津市結婚新生活支援事業決定通知書（別記様式 3 号）により通知するものとする。

- 3 第 1 項の規定による交付申請の提出期限は、第 5 条第 5 項の規定にかかわらず、令和 7 年 3 月 31 日とする。

(委任)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、令和 6 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日以後に発生した住居費、リフォーム費用および引越し費用に適用する。
(この要綱の失効)
- 3 この要綱は、令和 7 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

別記

様式第1号（第5条第1項関係）

年 月 日

草津市長宛

申請者住所氏名電話番号

※本人が書ききしない場合は、記を押印してください。

令和6年度草津市結婚新生活支援補助金交付申請書

草津市結婚新生活支援補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

1	婚姻届提出日	年 月 日	
2	交付申請に係る住宅に住民票を置いた日	夫 年 月 日 妻 年 月 日	
3	所得	夫 円 妻 円 合計 円	
	貸与型奨学金返済額	夫 円 妻 円 合計 円	
4	事業内訳	契約締結年月日	年 月 日
		家賃	円
		敷金	円
		礼金	円
		共益費	円
		仲介手数料	円
		小計(A)	円
		住宅手当等受給額(B)	円
	住居費(購入)	契約締結年月日	年 月 日
		契約金額	円
		領収書記載額(C)	円
	リフォーム費用	契約締結年月日	年 月 日
契約金額		円	
	領収書記載額(D)	円	
引越	引越年月日	年 月 日	
	費用(E)	円	
	合計(F) (A+B+C+D+E)	円	
5	補助申請額 ※(F)と限度額(夫婦双方が29歳以下は60万円、それ以外は30万円)を比較し、低い方を記入 ※前年度申請された場合、(F)と前年度の補助金上限額の残額を比較し、低い方を記入 ※1,000円未満の端数切捨て	円	

様式第2号（第5条第1項第7号関係）

年 月 日

草津市長宛

給与等の支払者所在地名称氏名電話番号

印

住宅手当支給証明書

下記の者の住宅手当支給状況を次のとおり証明します。

記

1 対象者

住 所	
氏 名	

2 住宅手当支給状況

支給月	住宅手当	支給月	住宅手当
月	月額 円	月	月額 円
月	月額 円	月	月額 円
月	月額 円	月	月額 円
月	月額 円	月	月額 円
月	月額 円	月	月額 円

注意事項

- 住宅手当とは、住宅に関して事業主が従業員に対し支給または負担する全ての手当等の月額です。
- 証明が必要となる各月の住宅手当月額を記入してください。
- 法人の場合は社印を、個人事業主の場合は代表者の印を押印してください。

6	同意および確認 ※該当する項目にはレ点、該当しない項目には×を記入	申請者	☐ 私は、草津市税および国民健康保険税の滞納はありません。 ☐ 私は、市がこの補助金申請の事務処理に必要な範囲において、市が私の所得、市税および国民健康保険税の納付状況について草津市役所関係各課に照会することに同意します。 ☐ 私は、この補助金交付の可否決定に伴い、私が住所を有する草津市以外の他市区町村（当該他市区町村を包括する都道府県を含む。）におけるこの補助金と同様の趣旨による給付の有無を確認する必要があるときは、市長が当該他市区町村へ照会することへ同意します。 ☐ 私は、この補助制度に初めて申し込みます。 ☐ 私は、勤務先からの住宅手当分を控除して申請しております。 ☐ 私は、生活保護による住宅扶助その他の公的制度による家賃補助を控除して申請しております。 署名 (旧姓)			
		配偶者	☐ 私は、草津市税および国民健康保険税の滞納はありません。 ☐ 私は、市がこの補助金申請の事務処理に必要な範囲において、市が私の所得、市税および国民健康保険税の納付状況について草津市役所関係各課に照会することに同意します。 ☐ 私は、この補助金交付の可否決定に伴い、私が住所を有する草津市以外の他市区町村（当該他市区町村を包括する都道府県を含む。）におけるこの補助金と同様の趣旨による給付の有無を確認する必要があるときは、市長が当該他市区町村へ照会することへ同意します。 ☐ 私は、この補助制度に初めて申し込みます。 ☐ 私は、勤務先からの住宅手当分を控除して申請しております。 ☐ 私は、生活保護による住宅扶助その他の公的制度による家賃補助を控除して申請しております。 署名 (旧姓)			
7	振込先	金融機関名	銀行・金庫 組合・農協	支店名	本店・支店 ・出張所	
		口座番号	普通 当座	(右づめで記入)		
		口座名義人	(フリガナ)			
8	添付書類	【必須】 ☐ 婚姻届受理証明書（もしくは婚姻後の戸籍謄本または戸籍抄本） ☐ 住民票 ☐ 令和6年度（令和5年分）の所得・課税証明書 ☐ 本人の口座が特定できるもの（通帳表紙やカード）の写し ☐ 対象経費の確認がとれる資料（契約書および領収書等）の写し 【該当する場合】 ☐ 住宅手当支給証明書 ☐ 貸与型奨学金を返済したことがわかるもの ☐ その他 ()				

様式第3号（第7条第2項関係）

年 月 日

住所氏名様

草津市長印

令和6年度草津市結婚新生活支援事業決定通知書

令和 年 月 日付けで交付申請のあった令和6年度草津市結婚新生活支援事業については、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

- 令和6年度草津市結婚新生活支援補助金の補助対象者に 該当する・該当しない。
- 令和6年度草津市結婚新生活支援補助金は不交付とする。
(理由)

(令和6年6月1日揭示済み)

公 告

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和6年5月16日

草津市長 橋 川 渉

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
草津市青地町576番地102 シルト クレーテB棟 中野 義則	草津市岡本町字里之内488番4	173.03㎡	R6.5.16	1749

（令和6年5月16日揭示済み）

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和6年5月16日

草津市長 橋 川 渉

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
守山市伊勢町641番地 T-SQUARE B202号 千代田 悟	草津市矢橋町字八六1817番5 外 2筆	250.61㎡	R6.5.16	1750

（令和6年5月16日揭示済み）

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和6年5月16日

草津市長 橋 川 渉

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
湖南省市石部南八丁目4番18-301号 東田 正臣	草津市青地町字後町524番9	217.81㎡	R6.5.16	1751

（令和6年5月16日揭示済み）

公 告

草津市有財産売却処分一般競争入札公告

市有財産（動産）を一般競争入札により売却処分することについて、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 6 第 1 項および草津市契約規則（平成 6 年草津市規則第 1 0 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和 6 年 5 月 1 7 日

草津市長 橋 川 渉

1 入札に付する売払物件

物件 番号	物件名	メーカー・ 規格	予定価格 (入札保証金)
0602 0101	可搬消防ポンプ① (現地直接引き取り限定)	トーハツ VC72AS	30,000円 (3,000円)
0602 0102	加湿空気清浄機② (現地直接引き取り限定)	ダイキン ACK75K-P	2,000円 (200円)
0602 0103	散光式警光灯 (現地直接引き取り限定)	大阪サイレン AD-ML-XA2-H	2,000円 (200円)
0602 0104	小型回転灯	大阪サイレン RM型	1,000円 (100円)
0602 0105	モーターサイレン	大阪サイレン 5 S A 型	500円 (50円)
0602 0111	ワイヤーバスケット 2 個セット 【リサイクル家具】 (現地直接引き取り限定)	不明	400円 (40円)
0602 0112	キャスター付クーラーボックス 【リサイクル家具】 (現地直接引き取り限定)	不明	600円 (60円)
0602 0113	ローテーブル 【リサイクル家具】 (現地直接引き取り限定)	不明	700円 (70円)
0602 0114	2 段メタルラック 【リサイクル家具】 (現地直接引き取り限定)	I R I S	300円 (30円)

0602 0115	ランドリーバスケット 【リサイクル家具】 (現地直接引き取り限定)	不明	300円 (30円)
0602 0116	スタンドミラー (縁有) 【リサイクル家具】 (現地直接引き取り限定)	不明	600円 (60円)
0602 0117	スタンドミラー (縁無) 【リサイクル家具】 (現地直接引き取り限定)	塩川光明堂	600円 (60円)
0602 0118	物置ラック 【リサイクル家具】 (現地直接引き取り限定)	不明	300円 (30円)
0602 0119	ぶら下がり健康器具 【リサイクル品】 (現地直接引き取り限定)	不明	700円 (70円)
0602 0120	3 段メタルラック 【リサイクル家具】 (現地直接引き取り限定)	不明	1,000円 (100円)

※「予定価格」とは、あらかじめ草津市が定めた最低売却価格をいう。

※「予定価格」には、消費税相当額を含む。

2 入札の方法

紀尾井町戦略研究所株式会社が運営するインターネット公有財産売却システム「K S I 官公庁オークション」（以下「公有財産売却システム」という。）を利用して行い、入札に関する手続きについては、別に定めるインターネット公有財産売却ガイドラインおよび公有財産売却システムに係る規約等に従って実施する。

3 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 日本国内で住民登録されている個人または日本国内で法人登記されている法人であること。
- (2) 次に掲げるいずれにも該当しない者であること。

ア 5 の入札参加仮申込を行う時点において 1 8

歳未満の者

イ 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する者

ウ 個人にあっては、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員に該当する者、法人にあっては、役員等（法人の役員またはその支店もしくは営業所等を代表する者をいう。）が暴力団員に該当する者

エ 破壊活動防止法（昭和 27 年法律第 240 号）第 5 条第 1 項もしくは第 7 条の処分もしくは無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条第 1 項に規定する観察処分を受けた団体または当該団体の役員もしくは構成員となっている者

オ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項の更正手続開始の申立てまたは民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項の再生手続開始の申立てがなされており、開始の決定を受けるまでの者

カ 公告日から入札期間終了日までの間にあって、草津市建設工事等の指名停止等に関する基準および草津市物品関係指名等停止基準に基づく指名停止の措置期間中である者

キ 入札手続きにかかる日本語を完全に理解できない者（その代理人が入札手続きにかかる日本語を理解できる者である場合を除く。）

ク 日本国内に住民登録（法人の場合は、法人登記）がない者

ケ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 239 条第 2 項の物品に関する事務に従事する草津市職員

コ アからケまでに定める者を入札代理人とする者

(3) 公有財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合で、これらの資格などを有している者

(4) 草津市が定めるインターネット公有財産売却システムガイドラインならびに K S I 官公庁オークションに関連する規約およびガイドラインの内容を承諾し、かつ順守できる者

4 入札に関する情報を示す期間および場所

(1) 期間 令和 6 年 5 月 17 日（金）から令和 6 年 7 月 9 日（火）まで

(2) 場所 草津市ホームページ（インターネット公有財産売却ページ）および公有財産売却システム

5 入札参加仮申込

入札参加希望者は令和 6 年 5 月 24 日（金）午後 1 時から令和 6 年 6 月 11 日（火）午後 2 時までに公有財産売却システム上で入札参加仮申込などの一連の手続きを行う。

6 入札参加申込の受付

草津市にて、システムに登録された仮申込内容を確認し、入札参加申込（本申込）登録を行う。なお、公有財産売却システム上で入札参加仮申込をしていない者は本申込はできない。

※ 代理人による手続き（本人以外の者が本人の委任を受けて本人のために入札等の手続きをすることをいう。参加者が法人の場合で、その従業員が代表者に代わって入札手続き等をする場合を含む。）をする場合、代理人（受任者のことをいう。）は、本人からの委任状（草津市ホームページから印刷した様式）を添付書類とともに提出期限までに草津市へ提出すること。

7 入札保証金

(1) 入札保証金の金額は、『1 入札に付する売払物件』のとおりとする。

(2) 入札保証金の納付は「クレジットカードによる納付」とし、その手続きは公有財産売却システム上で行うものとする。

(3) 入札保証金には、利息を付さないものとする。

8 売払物件公表の日時および場所

(1) 日時 令和 6 年 5 月 31 日（金）午前 10 時から午後 3 時まで

(2) 場所 【リサイクル家具・リサイクル品】
草津市立クリーンセンター（滋賀県草津市馬場町 1200-25）

【可搬消防ポンプ】

湖南広域消防局 西消防署（滋賀県草津市上笠町 477-1）

【上記以外】

草津市役所本庁舎 地下 1 階（滋賀県草津市草津三丁目 13 番 30 号）

(3) その他 前日（令和 6 年 5 月 30 日）午後 3 時までに電話またはメールにより事前予約すること。

9 入札期間、開札の日時、場所および方法

(1) 入札期間 令和 6 年 6 月 25 日（火）午後 1 時から令和 6 年 7 月 2 日（火）午後 1 時まで

(2) 場所 公有財産売却システム上

(3) 方法 入札は、公有財産売却システム上

で入札価格を登録して行う。なお、今回の物件は入札形式で行うため、この登録は一度のみ行うことができ、一度行った入札について、入札者の都合による取り消しや変更はできない。

持参および郵送による入札書の提出は無効とする。

(4) 開札日時 令和6年7月2日(火)午後2時

(5) 入札確定処理日時 令和6年7月4日(木)
午後5時

10 入札の無効に関する事項

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者が行った入札または委任状を提出せずに代理人が行った入札
- (2) 予定価格(最低売却価格)に達しない入札
- (3) 同一売払物件の入札について2回以上行った入札
- (4) その他入札に関する条件に違反した入札

11 契約締結および売買代金支払方法

- (1) 落札者は、売買契約書または請書(必要な場合のみ)とともに所定の書類を令和6年7月9日(火)午後5時までに提出するものとする。なお、当該売買契約を締結しないときまたは請書の提出をしないときは、入札保証金は草津市に帰属する。
- (2) 契約保証金の額は、入札保証金と同額とし、買受人(落札者)の入札保証金を契約保証金に充当する。
- (3) 契約保証金を契約代金の一部に充当するものとし、残金は令和6年7月16日(火)午後2時までに一括納入(振込手数料は買受人の負担とする。)する。
- (4) 入札に関し不正な行為をし、または入札参加の申込方法に違反したことが判明したときは、入札保証金は草津市に帰属する。また、売買契約が完了している場合は当該契約は解除し、契約保証金は草津市に帰属する。

12 落札した売払物件の引渡し等

契約代金の納入を確認した後、次の期限までに現状のままで草津市が指定する場所において直接引き渡す。

なお、引き渡しに関する費用の一切は、全て買受人の負担とする。

- (1) 期限 草津市が指定する日時まで
- (2) 場所 草津市が指定する場所

(3) その他

ア 引渡しは、契約代金の納付時の現況有姿で行う。

イ 売払物件の取得時期は契約代金の納付があったときであり、取得後の毀損、焼失等による損害の負担は、買受人が負う。

ウ 一度引き渡された売払物件については、隠れた瑕疵等いかなる理由があっても、市は、責任を負わない。ただし、買受人が消費者契約法(平成12年法律第61号)第2条第1項に定める消費者である場合は、引渡しの日から1年間は協議に応じる。

エ 一度引き渡された売払物件は、いかなる理由があっても返品、交換はできない。

13 契約にあたって付する主な特約

(1) 公序良俗に反する使用の禁止

ア 売払物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に定める暴力団、破壊活動防止法第5条第1項もしくは第7条に規定する処分もしくは無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体または当該団体の役員もしくは構成員のために利用する等公序良俗に反する用途に使用してはならない。

イ 買受人は、売払物件の所有権を第三者に移転する場合には、アの使用の禁止を書面により承継させるものとし、当該第三者に対してアの定めを反する使用をさせてはならない。

ウ 買受人は、イの第三者が売払物件の所有権を移転する場合にも同様にアおよびイの内容を転得者に承継することを書面で義務づけなければならない。

エ 買受人は、売払物件を第三者に使用させる場合には、当該第三者に対してアの定めを反する使用をさせてはならない。この場合において、買受人は、アの使用の禁止を免れるものではない。

オ 買受人は、エの第三者が他の第三者に売払物件を使用させる場合も同様にアおよびエの内容を遵守させなければならない。

(2) 風俗営業等の禁止

ア 買受人は、契約締結の日から5年間、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業のために利用する等の用途に使

用してはならない。

イ 買受人は、契約締結の日から 5 年以内に売払物件の所有権を第三者に移転する場合には、その残存期間についてアの使用の禁止を書面により承継させるものとし、当該第三者に対してアの定めに反する使用をさせてはならない。

ウ 買受人は、契約締結の日から 5 年以内に売払物件を第三者に使用させる場合には、その残存期間について、当該第三者に対してアの規定に反する使用をさせてはならない。この場合において、買受人は、アの使用の禁止を免れるものではない。

エ 買受人は、ウの第三者が他の第三者に売払物件を使用させる場合も同様にアおよびウの内容を遵守させなければならない。

(3) 実地調査等

(1)について、草津市が必要があると認めるときは、実地調査等を行うが、買受人（落札者）およびその後の譲受人等は、当該実地調査について協力義務を持つものとする。

(4) 違約金

買受人は、(1)および(2)の特約に違反したときは売買代金の 1 0 0 分の 3 0、(3)の特約に違反したときは売買代金の 1 0 0 分の 1 0 を違約金（1 円未満切り捨て）として草津市に支払うものとする。

なお、当該違約金について債務の履行を遅滞したときは、支払期限の翌日から履行の日までの間、履行遅滞額に対して政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 2 4 年法律第 2 5 6 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額を加算する。

1 4 その他

- (1) 売買代金完納後の公租公課等が必要な場合は、買受人の負担とする。
- (2) 物件調書等は参考資料とすること。
- (3) 売払物件の写真は、色調などにより現況と相違している可能性があるので注意すること。なお、現況と異なる場合は現況が優先する。
- (4) 公有財産売却システムに不具合が生じた場合、入札を中止することがある。

1 5 入札および契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地

〒 5 2 5 - 8 5 8 8 滋賀県草津市草津三丁目
1 3 番 3 0 号

草津市総務部総務課財産管理係

電話番号 0 7 7 - 5 6 1 - 2 3 0 5

F A X 番号 0 7 7 - 5 6 1 - 2 4 8 3

メールアドレス somu@city.kusatsu.lg.jp

(令和 6 年 5 月 1 7 日 掲 示 済 み)